

## 警告画面に表示された番号に電話をかけたない！

パソコンやスマートフォンでインターネットを利用中に「ウイルスに感染している」等の偽の警告画面が出て、画面の指示に従わせ有償サポートやセキュリティソフト等の契約を迫る手口（サポート詐欺）に関する相談が、全国の消費生活センター等に寄せられています。

警告内容を信じさせるために、実在の企業のロゴが使用されることや、不安をあおるために警告音や警告メッセージが流れることもあります。

### 偽セキュリティ警告画面の特徴

- ・警告の画面が勝手に次々と開く。
- ・警告音やアナウンスが流れる。
- ・「至急」「〇〇分以内」などと焦らせる表示。
- ・サポート窓口の電話番号が表示される。

### <ひとことアドバイス>

- 警告画面に表示されている電話番号に電話をかけるはいけません。
- 突然警告画面が表示されたら画面を閉じたり強制終了して、警告音がうるさい時は音量を下げるなど冷静に対処しましょう。
- 遠隔操作ソフトや信頼できるセキュリティソフト以外はダウンロードもインストールもしないようにしましょう。
- 業者の信頼性がわからない場合はソフトの購入やサポート契約をしないで、独立行政法人情報処理推進機構（☎03-5978-7509）や消費生活センターに相談してください。

浦河町消費生活センター 6月分相談件数 4件  
浦河町消費者被害防止ネットワーク

不安に思った場合やトラブルが生じた場合はすぐにご相談ください

☎浦河町消費生活センター 22-6667・☎消費者ホットライン 188・☎警察相談電話 #9110